

使用開始日
2021年5月25日



MHAM新興成長株オープン 愛称：J-フロンティア

追加型投信／国内／株式

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ ^{※2}
追加型	国内	株式	株式・一般	年1回	日本 グローバル ^{※1}	あり (適時ヘッジ)

※1 当ファンドは、一部世界(海外)の資産にも投資可能です。

※2 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

◆上記の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

この目論見書により行う「MHAM新興成長株オープン」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2021年5月24日に関東財務局長に提出しており、2021年5月25日にその効力が生じております。

- 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下、「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧できます。
本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。
なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については委託会社の照会先までお問い合わせください。

〈委託会社〉[ファンドの運用の指図を行う者]

アセットマネジメントOne 株式会社

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第324号
設立年月日:1985年7月1日
資本金:20億円(2021年2月末現在)
運用する投資信託財産の合計純資産総額:18兆1,306億円
(2021年2月末現在)

委託会社への照会先

【コールセンター】

0120-104-694

(受付時間:営業日の午前9時～午後5時)

【ホームページアドレス】

<http://www.am-one.co.jp/>

〈受託会社〉[ファンドの財産の保管および管理を行う者]

三井住友信託銀行株式会社

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。



ファンドの目的・特色

ファンドの目的

主として、わが国の株式の中から高成長が期待できる新興企業の株式を中心に投資を行い、信託財産の中・長期的な成長を目指します。

ファンドの特色

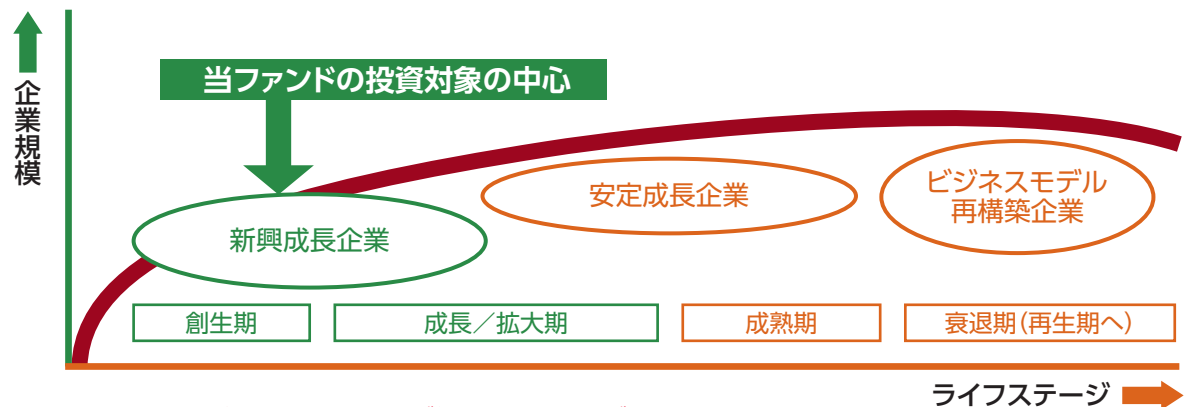
1 わが国の上場株式のうち、高成長が期待できる「新興企業」の株式を中心に投資を行います。

「新興企業」の基準

取得時において創業25年以下または上場後10年以下の企業を目安とします。

*投資の中心は新興企業の株式としますが、市況動向や流動性リスク等を勘案し、上記年次基準を満たさない企業の株式にも投資を行う場合があります。

〈企業のライフステージ〉



※上記の図は、企業のライフステージ例を示したイメージ図です。

- 個別企業調査や産業調査に基づき個別企業の投資価値判断を行い、中・長期的に投資魅力が高いと判断される銘柄を厳選し投資します。
- 新規公開時における上場予定企業の株式(いわゆるIPO銘柄)の買付けを積極的行います。
- *新規公開企業への投資にあたっては、当該企業の投資価値、投資環境などをより慎重に調査・分析し、状況によっては投資を見送る場合があります。なお、未上場・未登録株式への投資を行うことがあります。
- 株式の組入比率は、原則として高位を維持します。

2 当ファンドの主要投資対象はわが国の株式ですが、NASDAQなど主要先進国の新興企業向け市場の株式を中心に、外貨建資産への投資を行うことがあります。

- 外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の30%を上限とし、機動的な為替ヘッジにより、為替変動リスクの低減に努めます。



ファンドの目的・特色

3 東証株価指数(TOPIX)※をベンチマークとして、中・長期的にベンチマークを上回る運用成果を目指します。

※東証株価指数(TOPIX=Tokyo Stock Price Index)とは、東京証券取引所第一部全銘柄を対象とした株価指数で、基準時(1968年1月4日終値)の時価総額を100として、その後の時価総額を指数化したものです。東証株価指数(TOPIX)は、株式会社東京証券取引所(株)東京証券取引所の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXの商標に関するすべての権利は、(株)東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、(株)東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、(株)東京証券取引所は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

運用プロセス



Step1

投資の方向性やアイデアについての検討などを基に、新規公開企業の株式を含むわが国の株式の中から、**創業25年以下または上場後10年以下の新興企業の株式を中心に**、調査対象銘柄を選定します。(海外の株式についても、その一部を調査対象とすることがあります。)

Step2

調査対象銘柄に対して、詳細な個別企業調査や産業調査を実施します。これによって得られた情報を基に、個別企業の財務内容分析、企業の成長性、事業環境、競争力などの定性評価、業績予想、それぞれの銘柄の株価水準の評価などを行い、投資価値を分析します。

Step3

各銘柄の信用リスク・流動性リスクについても考慮した上で、上記年次基準を満たす新興企業の株式を中心に70~120銘柄程度*を選択し、ファンドに組み入れるひとつひとつの銘柄の選択を重視してポートフォリオを構築します。

※市況動向やファンドの資金事情等によっては、組入銘柄数の目安を変更する場合があります。

※上記のプロセスは、今後変更される場合があります。



ファンドの目的・特色

■ 主な投資制限

株式	株式への投資割合には制限を設けません。
同一銘柄の株式	同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
投資信託証券	投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
外貨建資産	外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
デリバティブ取引	デリバティブ取引を利用することができます。
非株式(株式以外の資産)	非株式への投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

■ 分配方針

毎決算時(原則として毎年2月24日。ただし、休業日の場合は翌営業日)に、原則として次の通り収益分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
2. 分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
3. 収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づき再投資します。

※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。



投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
また、投資信託は預貯金と異なります。

株価変動 リスク

投資する企業の株価の下落は、基準価額の下落要因となります。

当ファンドが投資する企業の株価が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、当ファンドが投資する企業が業績悪化や倒産等に陥った場合には、当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。

なお、当ファンドでは、株式の組入比率を原則として高位に維持するため、株式市場の動向により基準価額は大きく変動します。特に当ファンドが主要投資対象とする新興企業の株式の値動きは、日本の株式市場全体の平均的な値動きに比べ、より大きくなる場合があります。

為替変動 リスク

為替相場の円高は、基準価額の下落要因となります。

当ファンドが行う外貨建資産への投資のうち、為替ヘッジが行われていない部分において、投資対象通貨と円との外国為替相場が円高となった場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

流動性 リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。

規模が小さい市場での売買や、取引量の少ない有価証券の売買にあたっては、有価証券を希望する時期に、希望する価格で売却（または購入）することができない可能性があります。当ファンドが投資する株式等の流動性が損なわれた場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

信用 リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

当ファンドが投資する株式の発行企業や、株式以外の運用で投資する公社債等の発行体が、財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、またはその可能性が高まった場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。



投資リスク

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。
- 当ファンドでは未上場・未登録株式にも投資を行うことがありますが、こうした株式は上場株式と比べて発行企業による情報開示が十分でない場合や株式の流動性が劣る場合があるため、株価が大きく変動する可能性があります。その結果、当ファンドの基準価額の変動幅は、上場株式のみに投資するファンドと比べて、より大きくなる可能性があります。
- 収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご留意ください。
 - 投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
 - 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
 - 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。
- 当ファンドは、証券取引所における取引の停止等があるときには、換金請求の受付けを中止すること、およびすでに受け付けた換金請求の受付けを取り消すことがあります。

リスクの管理体制

委託会社では、運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。また、運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。

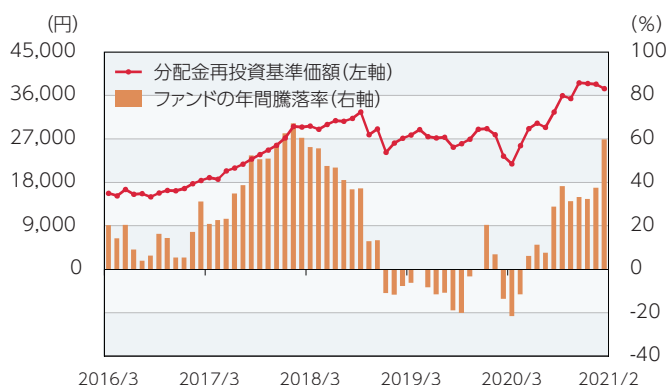
※リスク管理体制は、今後変更になることがあります。



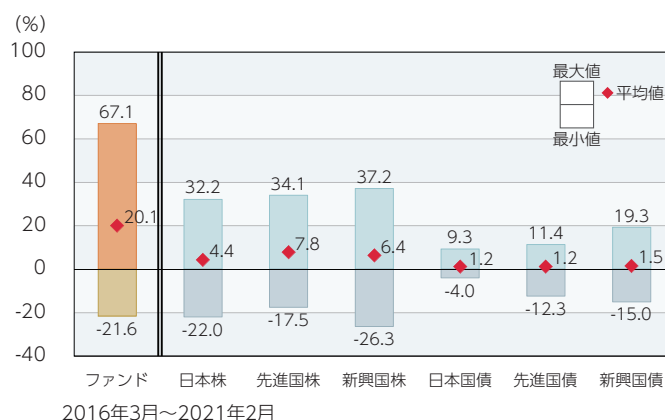
投資リスク

＜参考情報＞

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

*すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数 (TOPIX)」は、東京証券取引所第一部に上場されているすべての株式の時価総額を指数化したものです。同指数は、株式会社東京証券取引所 (株)東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、(株)東京証券取引所が有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI国債	「NOMURA-BPI国債」は、野村證券株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	「FTSE世界国債インデックス (除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド (円ベース)	「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

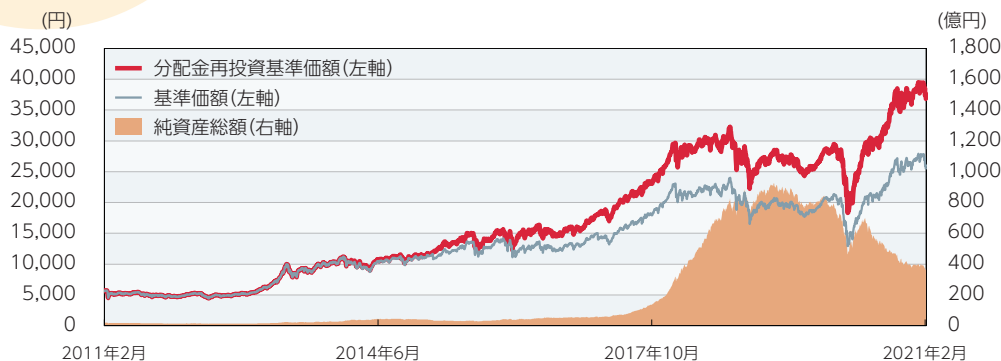
(注) 海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。



運用実績

データの基準日:2021年2月26日

基準価額・純資産の推移 《2011年2月28日～2021年2月26日》



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しています。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。
(設定日:2000年2月25日)

分配の推移(税引前)

2017年 2月	1,000円
2018年 2月	1,000円
2019年 2月	500円
2020年 2月	500円
2021年 2月	500円
設定来累計	5,680円

※分配金は1万口当たりです。

主要な資産の状況

※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。資産の種類の内書は、国/地域を表します。

資産の状況

資産の種類	比率(%)
株式	97.53
内 日本	97.53
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	2.47
合計(純資産総額)	100.00

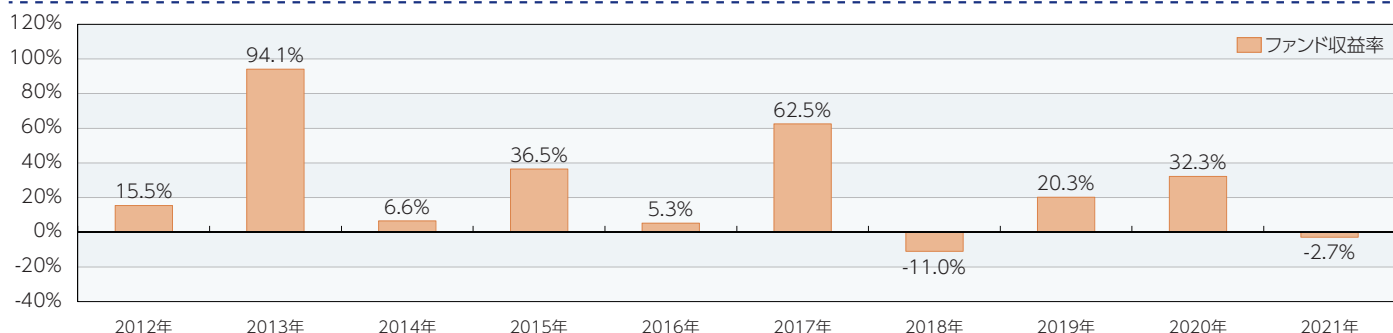
株式組入上位5業種

順位	業種	比率(%)
1	情報・通信業	41.34
2	サービス業	29.99
3	電気機器	18.11
4	機械	2.49
5	不動産業	1.88

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	業種	比率(%)
1	ラクーンホールディングス	株式	日本	情報・通信業	2.03
2	Sansan	株式	日本	情報・通信業	1.84
3	KOA	株式	日本	電気機器	1.81
4	ビジネスブレイン太田昭和	株式	日本	情報・通信業	1.80
5	インソース	株式	日本	サービス業	1.77
6	ヨコオ	株式	日本	電気機器	1.71
7	ミンカブ・ジ・インフォノイド	株式	日本	情報・通信業	1.68
8	オロ	株式	日本	情報・通信業	1.66
9	バリューコマース	株式	日本	サービス業	1.65
10	エラン	株式	日本	サービス業	1.63

年間収益率の推移(暦年ベース)



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※2021年については年初から基準日までの収益率を表示しています。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。



手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位(当初元本1口=1円)
購入価額	購入申込受付日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購入代金	購入申込受付日から起算して4営業日目までにお支払いください。 ※なお、販売会社が別に定める方法により、上記の期日以前に購入代金をお支払いいただく場合があります。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の基準価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して4営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として営業日の午後3時までに販売会社が受付けたものを当日分のお申込みとします。
購入の申込期間	2021年5月25日から2021年11月24日まで ※申込期間は上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消すことがあります。
信託期間	無期限(2000年2月25日設定)
繰上償還	次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することがあります。 •この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき。 •やむを得ない事情が発生したとき。 •信託契約の一部解約により、受益権の口数が10億口を下回ることとなるとき。
決算日	毎年2月24日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。
信託金の限度額	1兆円
公 告	原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ(http://www.am-one.co.jp/)に掲載します。
運用報告書	ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除の適用が可能です。益金不算入制度の適用はありません。



手続・手数料等

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用		
購入時手数料	購入価額に、 3.3%(税抜3.0%) を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額となります。 購入時手数料は、商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。	
信託財産留保額	ありません。	
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に対して 年率1.87%(税抜1.7%) 信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率 ※運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。	
	支払先	内訳(税抜)
	委託会社	年率0.80%
	販売会社	年率0.80%
	受託会社	年率0.10%
	主な役務	
		信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
		購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
		運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価
その他の費用・手数料	その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。 ・組入価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・信託事務の処理に要する諸費用 ・外国での資産の保管等に要する費用 ・監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等 監査費用は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用等は都度ファンドから支払われます。 ※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。	

※上記手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

■税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は2021年2月末現在のものです。

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度「愛称:ジュニアNISA(ジュニアニーサ)」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

MEMO

